

意見書

2024年10月17日

EY ストラテジーアンドコンサルティング
パートナー・公認会計士

小川 恵子

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（第2回）について、所用により会議に出席できないため、以下のとおり、意見を申し上げます。

1. 資産保全規制の見直しについて

(1) 信託会社等や銀行等から直接返還する方法について

銀行、信託会社等から直接返還の場合、銀行、信託会社等は、利用者への返還口座及び債権額の特定から、返還完了まで、一連のプロセスを負うこととなる。たとえば、信託においては、個々の利用者、保全額の適時把握と、直接返還のためのシステム、オペレーションの見直し、また従来の信託勘定の分別管理とSOC (System and Organization Controls) レポートへの影響など、追加的コストを十分分析することが肝要。そのうえで、利用者にもコスト負担が生じないよう配慮するとともに、事業者など過度な追加コスト負担にならないよう、十分検討する必要がある。あらかじめ関係機関に追加的に発生するコストに関し意見徴収し、議論、整理したうえで、制度に織り込んでいく必要があるものと考えます。

また、直接返還を行う銀行、信託会社に、資金移動業者が、事前に利用者の返還口座情報などを提供すること等も必要になってくるものと考えます。その場合、資金移動業者が、取引時本人確認後、継続して利用者の口座変更情報等を適時把握することが必要となる。当該手段及びコストについても上記同様、十分情報を収集し、検討整理していく必要があると考えます。

この点を鑑みると、さらに本人確認義務がない前払支払手段発行者の発行保証金の保全方法については、銀行、信託会社等からの直接返還のハードルは高いものと考えます。

2. 第一種資金移動業の滞留規制の見直しについて

(1) 1か月程度の滞留について

従来、資金移動に関する事務を処理するために必要な期間としていた滞留期間を、資料P19にあるように、「利用者側の事務負担軽減の観点から」として、「運用上必要な場合に限り「一か月程度」の滞留を認める」としている。背景として、「翌月払」の商慣習を鑑みるとともに（資料P19）、利用者の手元資金上メリットも認められる。一方、滞留期間が延びることで滞留残高累積額が増すこととなり、破綻時の保全リスク額も大きくなる。したがって、仮に破綻した場合のこうし

たリスクポジションを低減するために、事業者の信用リスクスコア等により、上限累積額を設ける、あるいは、「運用上必要な場合に限り」の要件をリスクベースにより厳格化するなど、利用者の利便性と保全リスク管理の両者を鑑み、法制度に織り込むことが必要と考える。

(2) 資金を移動する期限について

「資金移動日の指定」の他、「資金を移動する期限」の指定も認めるという案について、利用者保全是、前述の「滞留可能期間」に関する制度に織り込むものとし、利用者、送金業者の利便性、柔軟性を鑑み賛同する。

(3) 第二種資金移動業にかかわる資金の第一種資金移動業にかかわる資金への振替について

第一種資金移動業は、送金上限がなく高額となることから、利用者保全是鑑み、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて為替取引に関する債務を負ってはならないと利用者資金の滞留を禁止している（上記(1)、(2)議論は別途上記の通り）。一方、第二種資金移動業は、1件当たり、100万円を超えてはならないものとし、利用者資金の滞留を認めている。仮に第二種資金移動業にかかわる資金の第一種資金移動業にかかわる資金への振替を容認するとした場合、実質的に第一種資金移動業に関する資金を滞留禁止する現行法の逸脱となりうる。したがって、利用者保全リスクへの処置は必須であると考え。ここで資料P20に、「100万円を超過しているため、滞留資金を第二種資金移動業に関する為替取引に用いられるものであるかどうか確認する必要」があるとの記載があるが、どのような確認手段を求め、当該確認の証跡を残すことが必要か、実務上のコスト、フィージビリティの検証とともに制度の明確化が必要と考える。

以上